

平成 24 年度

事業計画書

公益財団法人 交流協会

(平成 24 年 4 月)

平成24年度事業計画書

I. 総論

当協会は、外交関係のない日本と台湾との間で、邦人保護を含めた人的往来や、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として設立された財団法人（公益財団法人）であり、そのため、東京に本部を置くほか、台北と高雄に在外事務所を有する。

事業に要する経費については、政府の「できる限りの支持と協力を与える」（昭和47年12月26日二階堂官房長官談話）との方針に基づき、その大部分（平成22年度実績95%）を国からの補助金等により、残りは民間からの維持会費等によって支えられる体制となっている。

当協会は設立以来39年間を経過したが、その間寄付行為（定款）に定められた各種事業を、日台関係の動向を踏まえて、時々重点を柔軟に判断しながら、着実に遂行してきた。

平成24年度にあっては、下記「1.」の現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施することとする。

また、個別事業の内容は、「Ⅱ各論」のとおりである。

なお、当協会の公益財団法人移行認定申請については、実質的に国の業務を代行しているという当協会の特殊性に鑑み、外務省及び経済産業省とも密接に協議しながら準備作業を進め、2011年10月11日に内閣府に移行認定申請書を提出し、さらに、内閣府からの指示に従い、4月1日に移行登記を行うことを希望する旨の意向書を2012年3月1日に内閣府に提出した。

希望通り2012年4月1日に公益財団法人移行登記が可能となった場合には、当協会は、平成24年度以降は新定款に従い、「公益財団法人交流協会」として運営されていくこととなるが、変更されるのはガバナンス面にとどまり、事業内容の基本については、従前と変わることはない。

1. 日台関係等の現状

- (1) 台湾は日本にとって米国、中国、韓国に次ぐ第4位の貿易相手であるばかりではなく、人的な往来も双方向で年間総計約230万人（日

本から約130万人、台湾から約100万人)を維持しており、日台間の交流は極めて活発である。

- (2) 台湾の経済は、欧州における金融混乱などの影響を受け、輸出の伸びが鈍化し、また、民間投資が減退したため、2011年における台湾の実質GDP成長率は4.04%となり、前年実績10.72%に比べ大幅に縮小した。

なお、一人当たりGDPは、20,139米ドルと初めて2万米ドルの大步に乗った。

また、消費者物価上昇率は1.42%となり、2%以内に抑制するという政府目標を達成した。

- (3) 2008年5月に就任した馬英九総統・蕭萬長副総統ペアによる国民党政権は改選期を迎え、2012年1月14日に総統選挙と立法委員選挙の同日投開票が行われ、馬英九総統候補・吳敦義副総統候補の国民党ペアが民進党の蔡英文総統候補・蘇嘉全副総統候補ペアを、得票数で約80万票、得票率で約6%ポイントの差をつけて破り、2012年5月から第二期馬英九政権が発足することが決まった。

また、立法委員選挙においても国民党が過半数を超える議席を引き続き確保した。

さらに、吳敦義行政院長の副総統当選を受け、新しい行政院長には、金融・財政畑の実務家である陳冲が任命された。

- (4) 2011年3月11日の東日本大震災に際しては、台湾から物心両面にわたる手厚い支援が行われ、特に、台湾全土から幅広く浄財が集まり約200億円を超える義捐金が寄せられ、また、これに対し、日本国内各層から台湾に感謝するさまざまな催しが開催されるなど、日台の絆が改めて確認された。

これを受けて、2011年7月14日には、当協会と亜東関係協会の間で、「東日本大震災からの復興支援・観光促進に関する日台「絆(厚重情誼)」イニシアティブ」が合意された。

また、2011年9月14日には、野田総理大臣が、衆議院本会議において、議員の質問に答え、「私としても、台湾からの友情あふれる破格の心からの御支援に対して、深く心から感謝申し上げたい」と発言した。

今後については、風評被害に適切に対処することを含め、日本の復興状況を台湾に対し積極的に周知していくことが必要となる。

- (5) 2011年5月に公表された台北駐日経済文化代表處による調査に

よれば、日本人の8割以上が台湾に信頼を寄せている。前回2009年4月公表調査における同値65%も高い数値であったが、それに比べても著増している。

また、当協会台北事務所が2010年3月に公表した調査では、最も好きな国として日本を上げた台湾人の比率は52%であり、米国を上げた人の比率8%を大幅に上回っている。

- (6) 現在の日台関係は、台湾当局者が1972年以来最良と評価するような状況にあり、そのような中で、2010年4月30日に当協会と亜東関係協会の間で取り交わされた、日台間で広範囲な分野の相互交流を強化することを内容とする包括的な協力覚書を、2011年にも延長することが同意された。

また、2011年9月22日には、当協会と亜東関係協会両会長の間で、投資の保護、促進及び自由化について最恵国待遇及び内国民待遇を実施すること等を内容とする「投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための取決め」（略称「日台民間投資取り決め」）が署名され、2012年1月20日から発効した。

さらに、2011年11月10日には、両協会会長により、「民間航空業務の維持に関する交換書簡」が取り交わされ、日台間でオープンスカイに近い状況が実現されることとなった。

この他にも、2011年においては、外国人登録制度に代わる在留カード方式の導入に伴い、在留カードの「国籍・地域」欄に「台湾」と記入することが可能となる制度改正、また、台北にある故宮博物院の文物の日本での公開に窓を開く「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が制定されるなど、長年の懸案事項が相次いで実現した。

- (7) 兩岸関係の調整は、馬英九第一期政権の基本政策の大きな柱であり、経済関係を優先項目として積極的に取り組みが行われ、2010年6月29日に締結され、双方の内部手続きを完了して、9月12日に発効したECFA（兩岸経済協力枠組み取り決め）に関しては、製品貿易及びサービス貿易の早期自由化品目及びその自由化スケジュールを定めたアーリーハーベスト部分が、2011年1月1日から施行された。

また、ECFAの運用協議機関である「兩岸経済協力委員会」は2011年1月6日に正式発足し、協議が開始されている。

今後については、後続協議の動向と経済協議の次の段階とされている政治協議の扱いが注目される場所である。

わが国は、ECFAについて、その成果を歓迎するとともに、わが

国に対する経済的な影響を含め、今後の状況の推移について注視することとしている。

- (8) 台湾住民の対日信頼度は高いが、日本語世代である祖父母世代と、比較的日本との関係は薄い台湾社会を支える中堅層である父母世代と、自由に日本のポップカルチャーに親しんでいる孫世代の間には温度差がみられるほか、日本語世代が第一線から引きつつある一方、日本語やポップカルチャーを超えて日本の政治、社会、経済等を深く把握する専門家や研究者が必ずしも育っていない現状にあり、次世代の日台関係を担う人材の育成が急務となっている。
- その中で、台湾においては、5つの大学に日本研究センターが設置され、また、現代日本研究学会が設立され、活発に活動を開始している。
- (9) 当協会と亜東関係協会との間で相互に毎年開催されてきた貿易経済会議は、既に36回を経過し、この間、この会議での議論を経て日台民間投資取り決めに至るなど、着実かつ実質的な成果を上げている。
- (10) 日本企業にとって、ECFAの締結等により兩岸の経済関係が急速に緩和されつつある中、大陸ビジネスに大きなプレゼンスを有する台湾企業とのアライアンスの戦略的重要性が、再認識されている。加えて、日台民間投資取り決めやオープンスカイが実施されることも踏まえ、日本企業と台湾企業の連携がますます増加することが予想され、実績を積み重ねつつある大企業への側面支援とともに、台湾との接触手段を模索している中小企業あるいは地方企業・地方自治体への支援が益々重要になっている。
- (11) わが国経済及び財政の状況はなお厳しさを脱しておらず、国の補助金の縮減や維持会員の減少が続いており、事業の実施に当たっては、引き続き、足元の見直しを進めながら、効率的な事業実施に努める。

2. 平成24年度事業実施にあたっての基本方針

上記現状を踏まえつつ、日台間の一層の交流促進実現のため、特に下記の点に留意しながら、新しい状況にも取り組みつつ、基本的には昨年度の基本方針を継続し、「Ⅱ各論」で説明する個別事業を行う。

- (1) 台湾当局との密接な接触を維持すること等により、日台間の課題へ

の対応に遺漏なきを期す。

- (2) 馬英九總統の第二期政權が5月に発足すること、及び陳冲新行政院長を首班とする新行政院が発足した現実を踏まえ、第二期政權の国内政策、対日政策及び兩岸政策等の展開につき、情報収集に努める。
- (3) 人的往来の広がりとともに、台湾における邦人保護事業の重要性は増しており、その実施に遺漏なきを期す。
- (4) 東日本大震災からの日本の復興状況等について、台湾への正確な状況提供に努めるとともに、被災地と台湾間の経済・人的交流の一層の促進に努めること等により、復興支援につなげていく。
- (5) 文化交流、経済交流、観光交流、地方交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める。
- (6) 文化及び人的交流事業においては、台湾中堅層の取り込みとともに、特に、日本への関心が強く、また将来の日本との関係を支えることとなる青少年層の交流促進に努める。
- (7) 日本研究の基盤を厚くするとともに、優秀な日本専門家を育成する体制作りへの台湾側努力の支援を継続する。
- (8) 馬英九政權によるE C F A後の兩岸関係調整状況及びその影響について、日本側関係者に対する情報提供を積極的に進める。
- (9) 貿易経済会議の円滑な運営とそのフォローアップ等に努める。
- (10) 日台企業のアライアンス支援については、日台民間投資取り決めの発効やオープンスカイの開始をも踏まえ、日台中のゴールドトライアングル交流促進の視点も加味しながら、日台産業協力を推進する。その際、日本国内に台湾経済及び台湾企業の実力につき最新情報の提供を行うとともに、特に、中小企業、地方企業、地方自治体への支援に努めることとし、そのため、台湾側諸機関やジェトロ、商工会議所、地方自治体等の日本側関係機関との連携をも一層強める。
- (11) わが国の厳しい経済・財政状況の中、維持会員確保の努力を継続するとともに、つねに足元を見直しながら、また、内部及び外部関係機関とも連携を深めながら、効率的な事業実施に努める。

平成24年度にあっても、ニーズが減少してきている事業を廃止する一方、東日本大震災被災地域への復興支援に資する事業を強化する等の取り組みを行う。

(12) 当協会の事業対象が地方や中小企業に拡大していく趨勢を考慮し、また公益法人として求められる情報開示に対応する観点からも、当協会のホームページや機関誌「交流」など広報媒体の活用について、不断の工夫を行う。

(13) 当協会の公益財団法人移行認定申請について、希望通り2012年4月1日に公益財団法人移行登記が可能となった場合には、平成24年度以降は、新定款に従い、「公益財団法人交流協会」としての運営に遺漏なきを期す。

なお、これにより変更されるのはガバナンスの方式にとどまり、事業内容の基本については、従前どおりである。

II. 各論（個別事業説明）

平成24年度においては、上記基本方針を踏まえつつ、以下の事業を行う。

1. 総務、渉外関係事業

- (1) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種の便宜を図る。
- (2) 邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他の外国人の台湾から日本への入国に関し、必要な便宜を図るとともに、台湾住民の日本への観光旅行促進に努める。
- (3) 邦人と台湾住民及び台湾在住の外国人との間の渉外事項に関して、調査あっせん等必要な援助を行う。
- (4) 台湾近海におけるわが国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。
- (5) 我が国船舶の台湾諸港への入域（緊急入域を含む）、船員の病気及び解雇その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。
- (6) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するために関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- (7) 台湾における在外選挙（郵便投票等）を行うため、在外選挙人名簿登録の受付、在外選挙人証の交付、在外選挙人証等受渡簿の抄本を閲覧に供する等必要な業務を行う。
- (8) 東京本部と在外事務所の連絡体制を強化するとともに、通信体制の維持管理の強化を図る。
- (9) 良好な日台関係を更に維持・発展させるため台湾側関係機関との連絡

調整を密接に行うとともに、総統選挙及び立法委員選挙後の台湾情勢や两岸関係の趨勢につき十分な観察を行う。

2. 貿易、経済関係事業

- (1) 貿易経済会議の結果について必要なフォローアップ等を行うとともに、台北において第37回貿易経済会議を円滑に開催する。
- (2) 日台間の産業協力を通じて、日台間の貿易・投資・技術交流の推進を図る。そのため、以下の事業を実施する。
 - ① 台湾との中小企業交流及び地域交流の重要性が高まっていることにかんがみ、E C F A後の日台中ゴールドトライアングル交流促進や日台民間投資取決めの署名やオープンスカイ政策の開始等の視点も踏まえながら、ジェトロや商工会議所、地方公共団体等、また、台湾の関係諸機関との連携を強化し、各地において、日台双方の経済・企業の実情について理解を深めるため、セミナー等を開催する。
 - ② 各種ミッションの受入
 - ③ 台湾企業による対日投資、日台企業間の交流促進のため対日投資、企業交流等について相談事業を行う。
 - ④ 日本の中小企業と台湾企業との合弁、技術提携等のビジネス・アライアンスを促進するため、ビジネス・アライアンスを希望する日台双方の企業の発掘、企業情報のデータベース整備、セミナーの開催、海外提携相談業務、交流会開催等を行うとともに、Web-site「日台ビジネスステーション」を運営し貿易経済交流の促進に資する情報提供を行う。
 - ⑤ I T関連ビジネスの促進を図るため、日台ビジネスダイアログ等を実施する。
 - ⑥ 地域経済団体、業界団体及び地方公共団体等の依頼により、市場調査、投資等に必要な便宜を図る。
- (3) 震災復興状況に留意しつつ、台湾の財界指導者、学識経験者等の有力者を招聘し、わが国の経済産業界指導者等と大局的見地から意見交換を行い、双方の理解と交流を深める。
- (4) 震災復興状況に留意しつつ、台湾の貿易・経済・技術関連の報道関

係者や中堅指導者を招聘し、関係者との意見交換、施設訪問等を行い、双方の理解と交流を深めるとともに、台湾における報道を通じ日本への理解を深める。

- (5) E C F Aの進展やそれによる影響の把握等に留意しながら、また、台湾経済及び台湾企業の実力を日本国内において周知を図る等の観点から、貿易、経済関係の一般情報および市場動向について情報収集に努め、資料集を発行して維持会員を含む関係者に配布するほか、ホームページ等を活用して広く利用に供する。
- (6) 当協会に設置されている日台ビジネス交流推進委員会と台湾側カウンターパートである社会团体「台日商務交流協進会」との交流促進に努めるとともに、日台合同幹部会を日本で開催する
- (7) 台湾における日系企業の産業財産権の権利行使を支援し、権利保護を図るため、情報の収集及び現地進出企業に対してアドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾においてセミナー等を開催する。また、台北事務所に産業財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。
- (8) E C F Aの進展やその影響の把握等に留意しながら、台湾経済及び台湾企業の成長、発展及び実力の実態、対外貿易等の動向、日台貿易経済関係の状況等についての調査研究、台湾の貿易経済に関する資料、情報の収集等を行い国内に提供するとともに、幅広い講演会を行う。
- (9) 台湾からの訪日観光を促進するため、国際観光振興機構や地方自治体等と連携しながら、台湾における市場調査や広報等を行う。

3. 文化交流事業

- (1) 台湾の政治大学、淡江大学、中興大学、東海大学及び中山大学の五大学における日本研究センターの設置、政治大学における日本研究修士課程の設置、現代日本研究学会設立等の日本研究への関心の高まりを踏まえ、引き続き現代日本研究学会と連携し、台湾における日本研究の促進を強化する。また、平成22年に本邦にて設立し

た日本研究支援委員会の協力を得つつ、台湾における日本研究に携わる人材育成のための支援を強化する。

- (2) 若い世代の日台相互理解を促進するため、社会科学や科学技術分野を専攻する日台双方の大学・大学院生の個人・グループの派遣・招聘を行う。
- (3) 台湾における幅広い世代の日本理解を促進するため、日本文化紹介、日台間のシンポジウム等に対する助成及び日本文化紹介事業を行うとともに日台間の観光交流、地方間交流の拡大支援を行う。
- (4) 台湾における日本語教育支援を行うため、台北事務所内にある日本語センター等を活用するとともに、台湾の日本語教師に対する各種支援を実施する。
- (5) 台湾の大学等に対する日本関係図書の新刊の寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し等を行い日本理解を促進する。
- (6) 日本語能力試験をはじめとする国際交流基金が実施する台湾向け各種文化交流事業に対し、引き続き連携・協力を行う。
- (7) 震災復興支援として、特別番組の制作や日本の地方文化紹介を通じて日本の魅力を発信する。

4. 海外子女教育事業

在留邦人子女の教育に関しては、台北、台中及び高雄の各日本人学校に対し、必要な支援を行う。

5. 留学生奨学事業

当協会奨学金留学生（長期及び短期）の募集、選考、受入れ及び奨学金等の支給に関し、必要な業務を行う。併せて、元奨学金留学生との連携を深め、台湾における対日理解促進を図る。

6. 日台知的交流事業

- (1) 台湾における日本研究の底辺の拡大及び推進を図るため、台湾の人文・社会科学系研究者の訪日研究を支援する。
- (2) 台北における「日台交流センター」において、関係する図書及び資料を収集し閲覧に供する。
- (3) 台湾との人文・社会科学をテーマとした共同研究に対する研究助成を行う。

7. 広報

当協会のホームページを更に充実したものにし、アクセス件数の増加に努める。機関誌「交流」については、ホームページとの分担を図りつつ、協会をあげて誌面を充実し、当協会主催のセミナー等での配布を含め有効活用を図る。

8. 公益法人改革への対応

当協会の公益財団法人への移行については、総論の「基本方針（13）」で述べたとおり対応する。

(了)